つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金交付規則をここに公布する。

令和５年８月４日

つくば市教育委員会教育長　森　田　充

つくば市教育委員会規則第９号

つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金交付規則

（趣旨）

第１条　この規則は、民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（交付金の交付の目的）

第２条　交付金は、不登校児童生徒の民間不登校児童生徒支援施設の利用に際し、その保護者の経済的負担を軽減するとともに、不登校児童生徒の社会的自立を支援することを目的として、予算の範囲内において交付する。

（定義）

第３条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 学校　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。

(2) 児童生徒　学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒であって、つ

くば市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録され、かつ、つくば市に居住しているものをいう。

(3) 不登校児童生徒　学校における集団の生活に関して何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、学校に登校していない又は登校することができない状況（病気による場合を除く。）にあり、就学が困難である児童生徒として、児童生徒が在籍する学校の学校長（以下「学校長」という。）と協議の上、つくば市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めたものをいう。

(4) 民間不登校児童生徒支援施設　次のアからケまでに掲げる要件を全て満たす民間の施設をいう。

ア　月曜日から金曜日までのうち、週３日以上開所すること。

イ　学校の課業時間内であるおおむね午前８時から午後５時までの間で４時間以上施設を開所し、学習支援又は居場所の提供を行うこと。

ウ　不登校児童生徒に対する相談及び指導に関し、深い理解、知識又は経験を有していること。

エ　学校と施設が相互に不登校児童生徒又はその家庭を支援するために必要な情報を交換する等、学校との間に十分な連携協力体制を構築することができること。

オ　学習支援又は居場所の提供を行うために必要な施設及び設備を有している、又は準備できること。

カ　施設での活動の様子等を利用者の保護者に定期的に連絡する等、家庭との間に十分な連携協力関係を構築することができること。

キ　同居の家族である不登校児童生徒のみを利用の対象としていないこと。

ク　政治活動又は宗教活動を民間不登校児童生徒支援施設の運営の主たる目的としていないこと。

ケ　民間不登校児童生徒支援施設の職員に暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員がいないこと。

（交付金の交付の対象者）

第４条　交付金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、不登校児童生徒の保護者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) つくば市の住民基本台帳法の規定に基づく住民基本台帳に記録され、かつ、つくば市に居住していること。

(2) 不登校児童生徒の保護者に市税の滞納がないこと。

（交付対象経費）

第５条　交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象者が民間不登校児童生徒支援施設に支払った利用料とする。

（交付金の額）

第６条　交付金の額は、１月につき、交付対象経費の額からつくば市以外の団体から得た補助金の額を減じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、１月につき、不登校児童生徒１人当たり２万円を限度とする。

（交付金の交付の申請等）

第７条　交付金の交付を受けようとする者は、つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 不登校児童生徒及びその保護者の住民票の写し

(2) 市税の滞納がないことを証する書類

(3) つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金に係る申立書（様式第２号）

(4) 交付対象経費の領収書の写しその他の交付対象経費の支払を証する書類

(5) つくば市以外の団体から得た補助金の額を証する書類（つくば市以外の団体

から補助金を得た場合に限る。）

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、交付金の交付を受けようとする者の同意を得た上で、同項第１号及び第２号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

３　前２項の規定による申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、他市町村への転出、民間不登校児童生徒支援施設の利用の中止その他教育委員会が必要と認める場合は、教育委員会が別に定める期間内に申請しなければならない。

(1)　４月から７月までの民間不登校児童生徒支援施設の利用に係る交付金の申請　当該利用の日の属する年度の８月１日から同月末日まで

(2)　８月から11月までの民間不登校児童生徒支援施設の利用に係る交付金の申請　当該利用の日の属する年度の12月１日から同月28日まで

(3)　12月から３月までの民間不登校児童生徒支援施設の利用に係る交付金の申請　当該利用の日の属する年度の３月１日から同月末日まで

（交付金の交付等の決定）

第８条　教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否を決定し、つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付金の交付の条件）

第９条　教育委員会は、交付金の交付を決定したときは、交付金の交付の決定を受けた者に対し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1)　教育委員会が交付金について報告を求め、又は教育局職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(2)　次のいずれかに該当したときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を

取り消すことがあること。

ア　不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

イ　申請書に記載したつくば市以外の団体から得た補助金の額と、実際に得たつくば市以外の団体からの補助金の額に相違があったとき。

ウ　交付金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前号の場合において既に交付した交付金があるときは、それを返還しなければならないこと。

(4) その他つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号）の規定を遵守すること。

（交付金の交付）

第１０条　教育委員会は、第８条の規定により交付金の交付を決定したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

（適用除外）

第１１条　交付金の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則第12条の２から第15条までの規定は、適用しない。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金交付規則第７条第３項ただし書きにおける、教育委員会が別に定める期間の延長について

令和５年10月24日

つくば市教育委員会　教育長　森　田　充

つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金交付規則第７条第３項の規定により、４月から７月までの民間不登校児童生徒支援施設（以下「施設」という。）の利用に係る交付金の申請は、８月１日から同月末日までに行うこととしている。

規則の公布が令和５年８月４日となったことから、同申請は交付対象者への周知期間及び申請のための準備期間を確保するため、令和５年４月から令和５年７月までの施設の利用に係る交付金の申請期間を令和５年９月末日までに延長した。

しかし、児童生徒及びその保護者への制度の周知を徹底するため、同項ただし書きの規定により、教育委員会が定める期間を次のように定め、再度申請期間を延長する。ただし、この規定は令和５年度に限り適用する。

教育委員会が別に定める期間（令和５年８月４日決裁）

(1)　４月から７月までの民間不登校児童生徒支援施設の利用に係る交付金の申請当該利用の日の属する年度の８月１日から９月末日まで

教育委員会が別に定める期間

(1)　４月から７月までの民間不登校児童生徒支援施設の利用に係る交付金の申請当該利用の日の属する年度の８月１日から11月末日まで